

大分県交通安全推進協議会要綱

(名称)

第1条 この協議会は、大分県交通安全推進協議会(以下「協議会」という。)という。

(目的)

第2条 協議会は、交通事故のない安全で快適な交通社会の実現を目指して、関係機関及び団体等の有機的な連絡協調を図り、もって県下における交通安全運動、交通安全教育並びに交通遺児及びその家族(以下「交通遺児等」という。)に対する救済援護活動等を総合的かつ効果的に推進することを目的とする。

(事業)

第3条 協議会は、前条の目的を達成するために、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 交通安全運動に関すること。
- (2) 交通安全教育に関すること。
- (3) 交通安全の調査、広聴に関すること。
- (4) 交通遺児等への救済援護活動に関すること。
- (5) 交通安全功労者等の表彰に関すること。
- (6) その他協議会の目的を達成するために必要があると認める事項に関すること。

(構成)

第4条 協議会は、別表1に掲げる団体により構成する。

(役員及び委員の選任)

第5条 協議会に、次の役員及び委員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 5名以内
- (3) 監事 2名
- (4) 顧問 若干名
- (5) 委員

2 役員及び委員の選任は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、大分県知事をもって充てる。
- (2) 副会長は、委員のうちから会長が選任する。
- (3) 監事は、会長が委嘱する。
- (4) 顧問は、会長が委嘱する。
- (5) 委員は別表2のとおりとする。

(任務)

第6条 役員の任務は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、協議会を代表し、協議会を総理する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が民法(明治29年法律第89号)第108条の規定に該当するときは、あらかじめ会長の定めた順序により、その職務を代行する。
- (3) 監事は、協議会の経理を監査する。

- (4) 顧問は、協議会の活動及び運営について、会長の諮問に応じ意見を述べるものとする
- 2 委員は、協議会の事業効果が図られるよう、その所属機関、団体において推進に努めるものとする。

(委員会)

第7条 協議会に、次の事項について審議し、決定する委員会を置く。

- (1) 要綱の改廃に関すること。
- (2) 事業計画及び収支予算に関すること。
- (3) 事業報告及び収支決算に関すること。
- (4) その他協議会の運営に関する重要な事項に関すること。
- 2 委員会は、毎年1回事業年度終了後会長が招集するほか、会長が必要と認めたときに招集する。
- 3 委員は、委員会の招集を会長に要請することができる。
- 4 会長は、委員会の議長となる。
- 5 委員会は、委員の過半数が出席しなければ開催することができない。
- 6 委員会の議事は、出席者の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(幹事)

第8条 協議会に、幹事を置く。

- 2 幹事は、委員の所属する団体の職員のうちから会長が選任する。

(幹事会)

第9条 幹事会は、幹事をもって組織し、幹事長には大分県生活環境部生活環境企画課長の職にある者をもって充てる。

- 2 幹事長は、必要のつど幹事会を招集することができる。
- 3 幹事会は、次の事項について審議または処理する。
- (1) 委員会の議決した事項の執行に関すること。
- (2) 委員会に付議すべき事項に関すること。
- (3) 連絡調整に関すること。
- (4) その他幹事会の運営に関すること。

(部会)

第10条 会長は、特別の事項を処理するため必要があるときは、関係の委員又は幹事をもって構成する部会を設置して行わせることができる。

(表彰)

第11条 協議会は、交通安全に関し、特別の功労のあった者又は団体等に対して、会長表彰を行うものとする。

- 2 表彰の基準その他必要な事項は、会長が別に定める。

(会計年度)

第12条 協議会の会計年度は、毎年4月1日から始まり翌年の3月31日までとする。

(資産の構成)

第13条 協議会の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 寄付金品

(2) 補助金

(3) 利息等その他の収入

(事務局)

第14条 協議会の事務局を、大分県生活環境部生活環境企画課に置く。

(補則)

第15条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営等に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、昭和46年 8月 6日から施行する。

大分県交通安全対策協議会要綱は、廃止する。

この要綱は、平成 7年12月 1日から施行する。

この要綱は、平成 9年 4月 1日から施行する。

この要綱は、平成11年 7月 1日から施行する。

改正要綱第2条及び第3条は、平成11年4月1日から適用する。

この要綱は、平成14年 4月 1日から施行する。

この要綱は、平成16年 4月 1日から施行する。

この要綱は、平成20年 2月21日から施行する。

この要綱は、平成21年 1月 1日から施行する。

この要綱は、平成21年 4月 1日から施行する。

この要綱は、平成25年 7月 2日から施行する。

この要綱は、平成29年 9月13日から施行する。

この要綱は、平成31年 4月 1日から施行する。

この要綱は、令和2年 9月 9日から施行する。

この要綱は、令和4年 8月15日から施行する。

別表 I

大分県交通安全推進協議会構成団体名簿

	団 体 名		団 体 名
1	(公財)大分県交通安全協会	41	大分県弁護士会
2	(一財)大分県自動車会議所	42	大分県医師会
3	(一社)大分県自動車整備振興会	43	大分県市町村教育委員会連合会
4	大分県自動車販売店協会	44	大分県立学校長協会
5	(一社)大分県バス協会	45	大分県中学校長会
6	(一社)大分県タクシー協会	46	大分県小学校長会
7	(公社)大分県トラック協会	47	大分県国公立幼稚園会
8	(一社)大分県自家用自動車協会	48	(一財)大分県私学協会
9	(一社)大分県安全運転管理協議会	49	大分県私立幼稚園連合会
10	(一社)大分県指定自動車教習所協会	50	大分県PTA連合会
11	自動車安全運転センター大分県事務所	51	大分県高等学校PTA連合会
12	大分県自転車・二輪車商協同組合	52	大分県私立中学高等学校保護者会
13	大分県二輪車普及安全協会	53	大分県市長会
14	(一社)日本自動車連盟大分支部	54	大分県町村会
15	全国共済農業協同組合連合会大分県本部	55	大分県消防長会
16	九州製鉄所大分地区交通安全推進会	56	大分県連合青年団
17	大分県交通安全母の会・(一社)大分県地域婦人団体連合会	57	大分合同新聞社
18	大分県女性ドライバー協議会	58	西日本新聞大分支局
19	(独)自動車事故対策機構大分支所	59	読売新聞大分支局
20	九州旅客鉄道(株)大分支社	60	朝日新聞大分総局
21	西日本高速道路(株)九州支社大分高速道路事務所	61	毎日新聞大分支局
22	大分県運転代行事業組合	62	日本経済新聞大分支局
23	大分県商工会議所連合会	63	日刊工業新聞社東九州支局
24	大分県商工会連合会	64	共同通信大分支局
25	大分県中小企業団体中央会	65	時事通信大分支局
26	(一社)大分県建設業協会	66	NHK大分放送局
27	(一社)大分県産業資源循環協会	67	(株)大分放送
28	大分県石油商業組合	68	(株)テレビ大分
29	(一社)大分県食品衛生協会	69	(株)大分朝日放送
30	大分県飲食業生活衛生同業組合	70	(株)エフエム大分
31	大分県社交飲食業生活衛生同業組合	71	九州運輸局大分運輸支局
32	大分県酒造組合	72	九州地方整備局大分河川国道事務所
33	大分県小売酒販組合連合会	73	九州地方整備局佐伯河川国道事務所
34	(公財)大分県老人クラブ連合会	74	大分労働局
35	(福)大分県社会福祉協議会	75	市町村
36	(公社)日本ボーイスカウト大分県連盟	76	大分県議会
37	(公社)ガールスカウト大分県連盟	77	大分県教育庁
38	大分県自治会連合会	78	大分県警察
39	大分県民生委員児童委員協議会	79	大分県
40	大分県公民館連合会	計	79団体

別表2

大分県交通安全推進協議会役員名簿

	役職	委員名
1	会長	大分県知事
2	副会長	大分県副知事
3		大分県教育長
4		大分県警察本部長
5		(公財)大分県交通安全協会会長
6		大分県交通安全母の会会長 兼(一社)大分県地域婦人団体連合会長
7		監事
8	大分県警察本部会計課長	
9	顧問	大分県議会議長
10	委員	(一財)大分県自動車会議所理事長
11	委員	(一社)大分県自動車整備振興会長
12	委員	大分県自動車販売店協会会長
13	委員	(一社)大分県バス協会会長
14	委員	(一社)大分県タクシー協会会長
15	委員	(公社)大分県トラック協会会長
16	委員	(一社)大分県家用自動車協会会長
17	委員	(一社)大分県安全運転管理協議会会長
18	委員	(一社)大分県指定自動車教習所協会会長
19	委員	自動車安全運転センター大分県事務所長
20	委員	大分県自転車・二輪車商協同組合理事長
21	委員	大分県二輪車普及安全協会会長
22	委員	(一社)日本自動車連盟大分支部長
23	委員	全国共済農業協同組合連合会大分県本部長
24	委員	九州製鉄所大分地区交通安全推進会会長
25	委員	大分県女性ドライバー協議会会長
26	委員	(独)自動車事故対策機構大分支所長
27	委員	九州旅客鉄道(株)大分支社長
28	委員	西日本高速道路(株)九州支社大分高速道路事務所長
29	委員	大分県運転代行事業組合代表理事
30	委員	大分県商工会議所連合会長
31	委員	大分県商工会連合会長
32	委員	大分県中小企業団体中央会長
33	委員	(一社)大分県建設業協会会長
34	委員	(一社)大分県産業資源循環協会会長
35	委員	大分県石油商業組合理事長
36	委員	(一社)大分県食品衛生協会会長
37	委員	大分県飲食業生活衛生同業組合理事長
38	委員	大分県社交飲食業生活衛生同業組合理事長
39	委員	大分県酒造組合会長
40	委員	大分県小売酒販組合連合会会長
41	委員	(公財)大分県老人クラブ連合会長
42	委員	(福)大分県社会福祉協議会会長

	役職	委員名
43	委員	(公社)日本ボーイスカウト大分県連盟長
44	委員	(公社)ガールスカウト大分県連盟長
45	委員	大分県自治会連合会長
46	委員	大分県民生委員児童委員協議会会長
47	委員	大分県公民館連合会長
48	委員	大分県弁護士会長
49	委員	大分県医師会長
50	委員	大分県市町村教育委員会連合会長
51	委員	大分県立学校長協会会長
52	委員	大分県中学校長協会会長
53	委員	大分県小学校長協会会長
54	委員	大分県国公立幼稚園・こども園会会長
55	委員	(一財)大分県私学協会会長
56	委員	大分県私立幼稚園連合会長
57	委員	大分県PTA連合会会長
58	委員	大分県高等学校PTA連合会長
59	委員	大分県私立中学高等学校保護者会長
60	委員	大分県市長会長
61	委員	大分県町村会長
62	委員	大分県消防長会長
63	委員	大分県連合青年団長
64	委員	大分合同新聞社長
65	委員	西日本新聞大分支局長
66	委員	読売新聞大分支局長
67	委員	朝日新聞大分総局長
68	委員	毎日新聞大分支局長
69	委員	日本経済新聞大分支局長
70	委員	日刊工業新聞社東九州支局長
71	委員	共同通信大分支局長
72	委員	時事通信大分支局長
73	委員	NHK大分放送局長
74	委員	(株)大分放送社長
75	委員	(株)テレビ大分社長
76	委員	(株)大分朝日放送社長
77	委員	(株)エフエム大分社長
78	委員	九州運輸局大分運輸支局長
79	委員	九州地方整備局大分河川国道事務所長
80	委員	九州地方整備局佐伯河川国道事務所長
81	委員	大分労働局長
82	委員	大分県議会福祉保健生活環境委員長
83	委員	大分県警察本部交通部長
84	委員	大分県生活環境部長